

第 5297 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 8月26日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 簡易課税制度のみなし仕入率の改正

Q：消費税の簡易課税制度が改正になったようですが、どのようになったのですか？

A：平成27年4月1日以後開始事業年度から、金融保険業と不動産業のみなし仕入率が改正されています。

【解説】

消費税の簡易課税制度のみなし仕入率が、平成27年4月1日開始事業年度から、一部改正になっています。

みなし仕入率とは、簡易課税制度を選択している事業者が、課税標準額に対する税額に一定の率を乗じて課税仕入の額を計算する場合に適用する一定の率のことをいいます。

今回の改正では、第4種事業に該当していた金融保険業が第5種事業に変更になり、みなし仕入率が60%から50%に、そして、第5種事業に該当していた不動産業が第6種事業になり、みなし仕入率が50%から40%に変更になっています。

ところで、改正前の課税期間における売上げについて、平成27年4月1日以後に対価の返還等があった場合にはどうなるかという点が気になるところですが、これについては、その対価の返還等があった時点における業種区分に基づいて処理することとされており、ひもつき処理はしませんので注意してください。

